当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年３月29日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が一次審査申請書及び一次審査資料を提出したときに限り、関東地方整備局総務部契約課（〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　電話048―601―3151㈹）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

⑰　本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行う対象工事である。また、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システム及び電子契約システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式及び紙契約方式に代えるものとする。電子入札システム等によらない手続きについては入札説明書による。

⑱　詳細は入札説明書による。

7　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : FUZIMAKI Hiroyuki Director-General of Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the R6 Inprovement of Tokyogaikan Oizumi District.

⑷　The first examination Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 3 : 00 P.M. 15 May 2024.

⑸　The second examination Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 3 : 00 P.M. 28 June 2024.

⑹　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 11 September 2024 (tenders brought with or submitted by mail : 12 : 00 P.M. (noon) 11 September 2024).

⑺　Contact point for tender documentation : Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama shintoshin National Government Building Tower―2　2―1, Shintoshin, Chuou Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330―9724 Japan TEL 048―601―3151 (ex 2525)

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和６年４月26日

契約担当者　国立大学法人東京大学
総長　藤井　輝夫
代理人　施設部長　齋藤　幸司

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13

○第１号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　東京大学医学部附属病院中央診療棟１改修その他工事

⑶　工事場所　東京都文京区本郷７－３－１（東京大学構内）

⑷　工事内容　附属病院中央診療棟改修工事　鉄骨鉄筋コンクリート造地上５階地下１階、延べ面積17,407㎡（改修面積12,960㎡）

本工事は、全面改修工事（昇降機設備を含む）を、工区毎に段階的に進めていく工事であり、工区外の診療は稼働中である。なお、関連する機械設備工事及び電気設備工事は別途発注される予定である。また、本工事と施工上密接に関連する他の工事との総合調整を行う業務を別途契約する予定がある。

⑸　工期　契約締結日の翌日から令和９年12月28日まで。

⑹　使用する主要な資機材　アスファルト防水一式、外壁補修一式、鋼製・樹脂製建具一式、内装仕上材一式、昇降機設備一式

⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事は、入札等を電子入札システムにより行う。

２　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は、２又は３社により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに契約担当者から共同企業体としての認定を受けていること。

⑴　国立大学法人東京大学契約事務取扱規程（平成16年４月１日）第２条及び第３条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札時において、文部科学省における建築一式工事の一般競争参加資格を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては1,050点）以上であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該契約担当者が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成21年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記の要件を満たす同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

但し、配置予定技術者には上記実績は問わない。

なお、当該工事の契約書及び図面の写しを提出できるものに限る。

①　単体又は共同企業体の代表者　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の、病院施設又は診療所施設に係る建築一式の工事で、下記いずれかの内容の工事。

A　新営工事で、延床面積6,400㎡以上の工事

B　内装改修及び外壁改修の両方を含む改修工事で内装改修の施工面積が延床6,400㎡以上の工事

②　共同企業体の代表者以外の構成員　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の、病院施設又は診療所施設に係る建築一式の工事で、下記いずれかの内容の工事。

A　新営工事で、延床面積3,200㎡以上の工事

B　内装改修及び外壁改修の両方を含む改修工事で内装改修の施工面積が延床3,200㎡以上の工事

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、共同企業体にあっては、代表者が監理技術者を専任で、代表者以外の構成員が主任技術者又は監理技術者を専任でそれぞれ配置できること。１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は東京大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号　文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑺　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。